

台風21号等の災害緊急対策資金 の取扱いについて

このたびの台風21号等において被災された方々には、深くお見舞い申し上げます。被災された農家組合員の経営維持、安定を図るため、下記のとおり施設復旧資金・経営安定資金を低利でご融資いたします。

記

◆お取扱期間

平成29年10月24日～平成29年12月29日のお申込受付分まで

◆ご融資の概要

ご利用いただける方

台風21号等により農業用施設、農作物等に被害を受けた農業者。該当地区の支店長の被害認定を受けた方。

お使いみち

被害を受けた農業者の農業用施設の復旧資金及び経営安定資金。

ご融資金額

500万円以内

ご融資利率

証書貸付 固定金利 0.50%

保証料

0.29%

ご融資期間

施設復旧資金 7年以内

経営安定資金 5年以内

ご返済方法

元利均等償還および元金均等償還とし、毎月方式、年1回・年2回償還方式。

担保・保証

千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますが、必要に応じ、担保・個人保証をお求めします。

ご用意いただく書類

- 運転免許証、健康保険証等
個人以外の場合は、登記簿謄本（抄本）、定款、約款等
- 直近1期分の確定申告書・決算書
- 被害額が確認できる書類等

詳しくはお近くの支店窓口へお気軽にお問い合わせください。

JAきみつ